

平成29年度 いじめ防止基本方針

伊豆市立土肥中学校

1 基本的な考え方

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小4から中3までの6年間で、いじめられた経験のない子どももいじめた経験のない子どもも1割程度しかいなかった。つまりほとんどの子どもがいじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。本校においても、いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものであると認識しなければならない。さらに、いじめはどのような理由があろうとも絶対許されない行為であるという基本的な考え方に立って指導をしなければならない。1つの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ってされなければならない。定義による「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていない場合もあるので、その生徒やまわりの状況等をしっかりと確認する必要がある。

2 組織の設置

中核となって指導、支援にあたる常設の組織「いじめ対策委員会」を置く。

委員会は定期的に打合せを行い、情報の収集、記録、共有や取り組み方針の企画立案等を行う。

また、いじめ事案発生時には緊急会議を開いて対応を協議する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭とし、必要に応じて学級担任、部活動顧問、臨床心理士、SC、SSW等が加わる。

3 いじめの未然防止

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて、道徳教育等の充実を図る。

(2) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動などにおいて、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

(4) 教職員の資質向上

教職員に対し、いじめに関する事例検討などの研修を計画的に行い、資質の向上を図る。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査等を行う。(全体計画参照)

(2) 相談体制の整備

SCや心理・福祉に関する専門家の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、その結果を市教育委員会に報告する。
- ②いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じてSCや心理・福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ③必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ④いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。
- ⑥校長および教員は、いじめを行った生徒に対して教育上必要があると認めるときには、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加える。
- ⑦インターネットを通じて行われるいじめについては、家庭との協力やアンケート調査等により実態を把握するとともに、書き込みの削除や加害者、被害者に対して適切な対応をする。

5 関係機関等との連携

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには状況に応じて連携し、早期に対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次のような場合を言う。

- ①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ②欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間学校を欠席しているとき。あるいはいじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態が発生した場合

- ①市教育委員会の判断のもと、速やかに市教育委員会または学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。

- ②生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。
- ③学校は、いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を提供するとともに、事態の解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- ④校長は、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、生徒の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。

7 その他

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意を払い、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。